

○学群教育会議に関する法人細則

〔平成16年4月15日〕
法人細則第5号

改正 平成16年法人細則第7号
平成17年法人細則第13号
平成18年法人細則第18号
平成19年法人細則第16号
平成22年法人細則第7号
平成24年法人細則第12号
平成27年法人細則第11号
平成27年法人細則第17号
平成28年法人細則第15号
令和2年法人細則第1号
令和2年法人細則第11号

学群教育会議に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則（平成16年法人規則第15号）第11条第2項の規定に基づき、学群、学類及び総合学域群の教育及び学生生活に関する事項の審議及び連絡調整を行うために設置する学群教育会議（以下「教育会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教育会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育を担当する副学長
- (2) 学生を担当する副学長
- (3) 各学群長
- (4) 理工学群の副学群長
- (5) 各学類長
- (6) 総合学域群長
- (7) 教学デザイン室の室長
- (8) 教学マネジメント室の室長
- (9) 学生生活支援室の室長
- (10) アドミッションセンターの長
- (11) グローバルコミュニケーション教育センターの長
- (12) ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター長

- (13) 体育センターの長
- (14) 保健管理センターの長
- (15) 学長が指名する者 若干人

(議長)

第3条 教育会議に議長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、教育会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(任期)

第4条 第2条第15号の委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(議事)

第5条 教育会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 必要に応じて委員以外の者に教育会議への出席を求めることができる。

(開催)

第7条 教育会議は、毎月1回開催することを常例とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、臨時にこれを開催することができる。

附 則

この法人細則は、平成16年4月15日から施行する。

附 則 (平16.4.22法人細則7号)

この法人細則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平17.4.21法人細則13号)

この法人細則は、平成17年4月21日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学学群・学類連絡会に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平18.6.15法人細則18号)

この法人細則は、平成18年6月15日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学学群・学類連絡会議に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平19.3.27法人細則16号）

この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平22.4.1法人細則7号）

この法人細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平24.4.17法人細則12号）

この法人細則は、平成24年4月17日から施行し、改正後の学群教育会議に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平27.3.26法人細則11号）

この法人細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27.9.24法人細則17号）

この法人細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人細則15号）

この法人細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令2.1.23法人細則1号）

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2.3.26法人細則11号）

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。